

登録ボイラー実技講習機関の登録事項変更に係る公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する労働安全衛生法第47条の2の規定による労働安全衛生法第46条第4項第2号の事項の変更の届出があったので、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年9月30日 労働省令第44号）第19条の24の46の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称 一般社団法人 日本ボイラ協会岐阜支部

及び代表者職氏名 会長 刑部 真弘

所在地 岐阜県岐阜市入舟町3丁目10番地

変更事項

変更前（代表者の氏名） 刑部 真弘

変更後（代表者の氏名） 辻 裕一

変更年月日 令和6年6月20日

令和6年6月4日

岐阜労働局長

